

## 各国情報及びガイダンス

### スリランカ：ジャーナリスト，メディア専門家，及び人権活動家

バージョン 1.0

2015年9月

#### 序文

この文書は、スリランカ出身の（インターネットベースのメディアを含む）ジャーナリスト、メディア専門家、及び人権活動家からの申請、ならびにその者たちに関する出身国情報（COI：Country of Origin Information）を処理する際に、内務省（Home Office）の意思決定者にガイダンスを提供する。これには、申請が庇護、人道的保護、又は裁量的許可の提供を正当化することができるか、及び申請が拒絶される場合に2002年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）のセクション94に基づいて「明らかに根拠がない」と認定できる可能性があるかが含まれる。

意思決定者は、この文書に含まれるガイダンス、入手できるCOI、適用される判例法、及び関係する方針に関連する内務省のケースワークガイダンスを含む、各事例に固有の事実及びすべての関連する証拠を考慮して、個別に申請を検討しなければならない。

#### 各国情報

この文書におけるCOIは、（通常は）英語で公開されている広範囲の外部情報源から編集されている。情報の妥当性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、及び追跡可能性に考慮が払われており、正確性を確保するために個別の情報源の全体で用いられている情報を確認するように可能な限り努力が払われている。引用されているすべての情報源は、脚注で参照されている。これは、2008年4月付の出身国情報（COI）を処理するための共通欧州連合ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）、及び欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン（European Asylum Support Office's research guidelines）、2012年7月付の出身国情報報告方法（Country of Origin Information report methodology）に準拠して調査され、提示されている。

#### 国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI : Independent Advisory Group on Country Information）は、2009年3月に、国境・移民局独立首席調査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に対して内務省のCOI資料の内容に関する勧告を行う目的で、同調査官によって設立された。IAGCIは、内務省のCOI資料に関するフィードバックを受け付けている。IAGCIの任務及びIAGCIにより審査されているCOI文書のリストに関する情報は、独立首席調査官の下記ウェブサイトで閲覧することができる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

内務省の資料、手続き、又は方針を承認することは、IAGCIの任務ではない。

IAGCIの連絡先は以下のとおりである。

国境・移民局独立首席調査官

5th Floor, Globe House,

89 Eccleston Square,

London, SW1V 1PN

Eメール: [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

ガイダンス

1. 序文
2. 諸問題の考察
3. 方針の概要

各国情報

4. 言論と表現の自由に対する背景
5. 法的事情
6. 当局による取扱い
7. 市民団体／人権活動家
8. ジャーナリスト及びメディア専門家

## 9. インターネットのユーザ

### 付属書類 A

ジャーナリストに対する取扱いに関する最新情報を伴うコロンボの英国大使館からの手紙

バージョン管理及び連絡先

### ガイダンス

更新日：2015年9月9日

## 1. 序文

### 1.1 申請の理由

1.1.1 (インターネットベースのメディアを含む) ジャーナリスト, メディア専門家, 又は人権活動家としての活動の結果として, その者の現実の又は認められた政治的見解を理由とするスリランカ当局による迫害又は重大な危害の恐れ。

### 1.2 考察すべき諸問題の概要

- ▶ その者の申立ては信用できるか。
- ▶ 政府に反対していると当局によって認められるスリランカ国内のジャーナリスト, メディア専門家, 及び人権活動家は迫害又は重大な危害の現実的な危険に直面しているか。
- ▶ 危険に直面している者は効果的な保護を求めることができるか。
- ▶ 危険に直面している者はスリランカ国内を移動できるか。

## 2. 諸問題の考察

### 2.1 その者の申立ては信用できるか。

2.1.1 意思決定者は, 人権活動家, メディア専門家, 及び/又はジャーナリストとしての現実の又は認められた関与, 及びその経験に関するその者の報告に係る重大な事

実が、十分な詳細さと具体性を持つものであるか、個人的なプロフィールに基づいて、内部的に一貫しているか（例えば、口頭証言、供述書）及び外部的に一般に知られている事実、各国情報、及びその他の事実と（合理的な程度で）一致しているかどうか考察しなければならず、優れた意思決定者はなぜその者が一貫性がないのか、又は重要な事実の詳細を提示することができないのかに関して考えられる根本的な要因を考慮に入れなければならない。

2.1.2 上記の内容及び信ぴょう性のより一般的な評価に関するさらに詳細な情報については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Assessing credibility and refugee status) のセクション 5 を参照されたい。

2.1.3 意思決定者はまた、それぞれの庇護申請が、以前の英国ビザ又は他の許可の申請があったかどうかを立証するために、チェックされるようにしなければならない。ビザと一致する庇護の申請は、庇護インタビューより前に調査しなければならない（ビザの一致、英国ビザ申請者からの庇護申請に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants) を参照）。

2.1.4 意思決定者はまた、言語分析テストを実施する必要を考慮しなければならない（言語分析に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Language Analysis) を参照）。

2.2 政府に反対していると当局によって認められるスリランカ国内のジャーナリスト、メディア専門家、及び人権活動家は迫害又は重大な危害の現実的な危険に直面しているか。

2.2.1 法律は、言論、表現、結社、及び平和的集会の自由を認めているが、2015年1月に選挙で政権を離れた Mahinda Rajapaksa 大統領による前スリランカ政府は、実際にはこれらの権利を制限していた。さらに、これらの法定の権利は、政府を侮辱することの禁止など広範囲の制限を含む 1979 年テロ防止法 (Prevention of Terrorism Act) など、施行されている他の法令や規則によって大きく制限されている。

2.2.2 Rajapaksa 政権は、組織的に表現の自由を抑圧した。ジャーナリストは、電話の通話やオンライン通信がモニターされるなど、監視されていたと伝えられている。ジャーナリストは、政府や政策について批判的な記事を発表すると政府高官によって「反逆罪」で告発された。政府の役人は、政府を肯定的に報道する記事を印刷するよう編集者を脅迫した。人権活動家を含む政府の批判者は、嫌がらせ、脅迫、暴力、投獄、強制失踪、及び殺害に直面していた。ジャーナリストによる自己検閲は広く行われて

いた（各国情報の章の市民団体／人権活動家、及びジャーナリスト及びメディア専門家を参照）。

2.2.3 前政府は、インターネットを検閲し、多くの独立的ニュース・ウェブサイトへのアクセスをブロックした。政府に批判的な少なくとも5つのニュース・ウェブサイトが、2013年に当局によって閉鎖された。オンライン・メディアへのインターネット接続の増加は、主流のメディアによってはめったに報道されないオンライン・ニュース及びデリケートな記事や出来事を閲覧するための Groundviews や Vikalpa などのウェブベースのアウトレットへのアクセスをユーザに提供している。

2.2.4 2011年以降、国内ニュースを報じるウェブサイトは、政府に登録するように要求されている。マスメディア情報省 (Ministry of Mass Media and Information) は、「国、国家元首、大臣、上級公務員、及び他の重要人物のイメージを傷つける」内容について苦情を受けた後に特定のウェブサイトへのアクセスをブロックした。内容制限は、タミル語のウェブサイトを含む政府に批判的な内容を標的としていた。GJ (post-civil war: returnees) Sri Lanka CG (Rev 1) [2013] UKUT 319 (IAK) (2013年7月5日) の各国ガイダンス事例の中で上級裁判所 (Upper Tribunal) は、スリランカへの帰国に際して迫害や重大な危害の現実的な危険がある者の種別には、勾留中であるか否かを問わず、(a)スリランカ政府、特にその人権に関する記録を批判するか、又はスリランカ政府に批判的な出版物にかかわりのある（紙面であるか否かを問わず）ジャーナリスト又は人権活動家、及び(b)過去の教訓・和解委員会 (LLRC : Lessons Learned and Reconciliation Commission) に疑わしい戦争犯罪にスリランカの治安部隊、軍隊、又はスリランカ政府が関与していたとの証拠を提出した者が含まれると結論づけている。さらに詳細な情報については、各国情報及びガイダンスのスリランカ：タミル分離主義も参照されたい。

2.2.5 しかしながら、2015年1月に就任した Maithripala Sirisena 大統領によって率いられる新政府以降、ジャーナリスト、メディア専門家、及び人権活動家は、より自由に自身の考えを表明し、公然と語るできるようになったと伝えられており、全般的に彼らの労働環境ははるかに安全になっている（付属書類 A : 2015年4月23日付けのコロンボの英国大使館からの手紙を参照）。

2.2.6 独立的メディアは、活発で、概ね制約されていなかったが、ジャーナリストの脅迫を含めて、メディアへの直接的及び間接的な政治的及び経済的な圧力の事例は存在した。政治的圧力、汚職、及び資金不足は、独立的印刷メディアを制約しており、ジャーナリストは自己検閲を行っていることを報告した。政党、労働組合、及び他の団体

は、政府の影響を受けずに、新聞や雑誌を発行した（COIの4.1, 6.2, 及び8.2を参照）。しかしながら、情報筋は、ジャーナリスト、市民団体の関係者、人権活動家、及びその家族に対する攻撃、迫害、脅迫、及び逮捕の証拠を示し続けている。いくつかの情報筋は、特にタミル人のジャーナリストに対するこのような人権侵害を明らかにしている。新政府も、現在までのところ、殺害されたジャーナリストの事件又は攻撃や脅迫の事件について調査していない。

2.2.7 意思決定者が GJ 判例法から根本的に離れるべきであると思われる程度まで、著しい持続的な根拠の変化があるかどうか評価するのは、時期尚早である。しかしながら、単に人権活動家、メディア専門家、又はジャーナリストであることだけでは、スリランカ国内での十分に理由のある迫害又は重大な危害のおそれを引き起こさない。彼らが帰国に際して前政府とは反対の取扱いを現政府から受けるか、又は非国家主体に対する有効な国家の保護が彼らに与えられないかを証明する責任は、その者にある。

2.2.8 意思決定者は、次の事項を考慮に入れて、その事例の事実に基づいてなされた申請を評価しなければならない。

- ▶ 特にその批判が人権に関する記録にかかわるか、又はスリランカ政府に批判的な出版物に関係する場合に、その者の現実の又は認められたスリランカ政府を批判する活動が存在するか
- ▶ その批判が前政府に対するものである場合は、それが現政府の好ましくない関心を引くものであるか
- ▶ その批判が前政府に対するものであり、恐れが非国家主体に起因する場合は、現政府による有効な保護が得られるか
- ▶ 問題となっている資料の内容
- ▶ 当局による何らかの過去の好ましくない関心

危険の評価に関するさらに詳細な情報については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令のセクション6を参照されたい。

2.3 危険に直面している者は効果的な保護を求めることができるか。

2.3.1 おそれが非国家主体からのものである場合は、意思決定者は個々の事実に基づいてそれぞれの事例を考察しなければならない。効果的な保護が得られるか否かの評価は、特定の事情及びその者のプロフィール、並びに迫害者の意図と資格に関連して考察されるべきである。何らかの過去の迫害と過去の効果的な保護の欠如は、将来も効果的

な保護が得られないことを示す可能性がある。国家が保護を提供する用意がないか、又は保護を提供することができるかを証明する責任は、申請人にある。

2.3.2 その者のおそれが国家による虐待又は迫害である場合は、国家による保護を求めることはできないであろう。

国家の保護の利用可能性の評価に関するさらに詳細な情報については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令のセクション 8.1 を参照されたい。

## 2.4 危険に直面している者はスリランカ国内を移動できるか。

2.4.1 GJ & Others の各国ガイダンス事例において、上級裁判所は、政府が現在領土全体で行っている厳しい取り締まりを考慮すると、国内の移動はスリランカ当局からの現実的な危険にさらされている者にとって選択肢とはならないと結論している。

2.4.2 国内移動の考察に関するさらに詳しい情報については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令のセクション 8.2 及び国内移動に関する庇護指令を参照されたい。

## 3. 方針の概要

- 前政府に関しては、GJ & Others の各国ガイダンス事例は、スリランカ政府、特にその人権に関する記録を批判しているか若しくは批判していると認められる、又はスリランカ政府に批判的な出版物にかかわりのあるジャーナリスト、メディア専門家、及び人権活動家は、スリランカへの帰国に際して現実的な迫害又は危害の危険に直面する可能性がある。
- しかしながら、2015年1月に新しいスリランカ政府が政権に就いてからは、テロ防止法に基づいて勾留されていた者の場合に応じて見直すために措置を講じており、メディアの報道に関する制限を撤廃し、インターネット検閲を廃止し、北部州と東部州の知事に軍人ではない文官を任命している。
- ジャーナリスト、メディア専門家、及び人権活動家は、より自由に自分の考えを表明し、公然と通信することができるようになったと伝えられている。しかしながら、一部の者はいまだに現実的な危険に直面する可能性がある。
- 前政府ではなく、現政府からの現実的な危険に直面していることを証明する責任は、その者にある。
- 非国家主体に対する効果的な国の保護が利用できないことを証明する責任は、その者にある。

- 国内移動は、スリランカ当局からの現実的な危険に直面する者にとって選択肢とはならない。
- ジャーナリスト、メディア専門家、及び／又は人権活動家としてのその者の活動に基づく申請が拒絶される場合は、2002年国籍、移住及び庇護法のセクション 94 に基づいて「明らかに根拠がない」と認定できる可能性は少ない。

庇護決定に関するさらに詳細な情報については、信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令のセクション 9、人道的保護に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Humanitarian Protection)、及び裁量的許可に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Discretionary Leave) を参照されたい。

認定に関するさらに詳細な情報については、非停止請願に関する庇護指令：2002年 NIA 法のセクション 94 に基づく認定 (Asylum Instruction on Non-Suspensive-Appeals : Certification Under Section 94 of the NIA Act 2002) を参照されたい。

## 国別情報

更新日：2015年9月9日

### 4. 言論と表現の自由に対する背景

#### 4.1 メディアの全般的な立場

4.1.1 2015年6月25日に発表された米国国務省の2014年国別人権報告書(USSD Report 2014 : US Department of State's 2014 Country Reports on Human Rights Practices)ースリランカは、次のように指摘している。

「独立的メディアは、活発で、概ね制約されていなかったが、ジャーナリストに対する脅迫を含めて、メディアへの直接的及び間接的な政治的及び経済的な圧力の事例は存在した。政治的圧力、汚職、及び資金不足は、独立的印刷メディアを制約しており、ジャーナリストは自己検閲を行っていることを報告した。政党、労働組合、及び他の団体は、政府の影響を受けずに、新聞や雑誌を発行した」

4.1.2 国境なき記者団 (Reporters Without Borders) は、2014年報道自由度ランキング (Press Freedom Index 2014) の中で、スリランカをランキング (1位は自由度が最

も高く 179 位は自由度が最も低い) に含まれている 180 カ国中 165 位にランク付けている。

## 5. 法的事情

5.1.1 米国国務省は、2014 年を対象とするその年次報告書の中で、法律は、言論、表現、結社、及び平和的集会の自由を認めているが、スリランカ政府はこれらの権利を尊重していないと報告している。

5.1.2 憲法の第 III 章（基本的権利）第 14 条は、次のように定めている。

「(1) すべて国民は、以下の権利を与えられる—

「(a) 出版物を含む言論及び表現の自由、

「(b) 平和的な集会の自由、

「(c) 結社の自由、

「(d) 労働組合を結成し、それに加入する自由…、

「(f) 自身で又は他者と協力して、自身の文化を享受及び促進し、自身の言語を使用する自由、

「(g) 自身で又は他者と協力して、合法的な職業、専門的職業、取引、事業、又は企業に従事する自由…」

5.1.3 1979 年 7 月 20 日に認定された 1979 年第 48 号テロ防止法（暫定規定）の第 14 条第 2 項は、次のように規定している。

「(a) 何人も、所管当局の書面による承認を得ずに、以下の事項に関連する事柄を新聞に印刷し、又は発行してはならない—

「(i) 本法に基づき犯罪となる行為の犯行、若しくはかかる犯罪の捜査、又は

「(ii) 暴力の煽動、すなわち宗教的、人種的、若しくは住民間の不調和、又はさまざまなコミュニティ又は人種的グループもしくは宗教的グループの間に悪意又は敵意の感情を引き起こす可能性がある暴力の煽動

「(b) 何人も、所管当局の書面による承認を得ずに、その印刷及び発行がパラグラフ (a) に基づき禁じられている事柄に関してスリランカ国内で又はスリランカ国外で印刷又は発行されたいかなる新聞も配布してはならず、その配布に関与してはならない。」

5.1.4 インターネット利用の法的な立場について報告して、フリーダム・ハウス (Freedom

House) の報告書, ネットに関する自由 2014 (Freedom on Net 2014) は, 次のように述べている。

「2012年に, メディア省 (media ministry) は, 悪名高い 1973 年第 5 号新聞評議会法 (Press Council Act) を改正して, ニュース・ウェブサイトを従来のメディアと同じ厳しい内容規制の対象とするよう内閣に指示した。同法は, 不敬, わいせつ, 政府又は財政政策に関する「虚偽の」情報, 及び公務上の秘密の公開を禁じている。同法はまた, 大統領の任命する評議会が起訴も含めて, 同法の規定の違反に対する罰則処置を科すのを認めている。同法は, 内戦終了後に Rajapaksa 大統領が復活させるまでは, 従前の政権では発動されていなかった。国際的な表現の自由コミュニティからの激しい抗議も, 政府がデジタル・メディアに制限を拡張するのを妨げることができなかった。改正法は, 100,000 スリランカルピー (790 米ドル) という法外に高い登録料に加えて, 50,000 スリランカルピー (395 米ドル) の年次更新料を設定しており, この費用は新しいウェブサイトの出現を抑制し, 既存のウェブサイトを閉鎖させるよう脅迫するものであった。同法は, 何が「ニュース」であるかを定義しておらず, ブログやソーシャルメディアなど広範囲のオンラインプラットフォームを詳細に調査する自由裁量の余地を当局に与えている。」

(インターネットのユーザも参照。)

5.1.5 2013年6月17日に, スリランカ政府によって提案されたメディアに対する新しい倫理規定が, 国のマスメディア・情報省 (ministry of mass media and information) によって提出された。ザ・ガーディアン (The Guardian) は, 次のように報じている。

「この規定は, 漠然と「一般公衆の期待, 国の道徳に反する, 又は一般公衆の趣味及び道徳の基準を低める傾向がある」内容を含む 13 種類の実体的言論の公開を禁じている。

「この規定はまた, 政府の批判を禁じるものと解釈することができる「行政, 司法, 及び立法の完全性に反する題材を含む」内容を含んでいる。

「この規定は, さらに, スリランカ政府の措置の国際的な批判に関する報告について制裁措置を招く可能性がある「外国関係に影響をおよぼす批判を含む」内容を制限している。」

5.1.6 2015年1月21日に更新された外務及び英連邦省（FCO：Foreign and Commonwealth Office）の年次報告書は、次のように指摘している。

「ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）やヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）を含む活動家は、スリランカの「評判」に影響をおよぼす問題に関する場合も含めて、報道する自由を制限しかねないメディア倫理規定を導入する計画に懸念を表明した。メディア大臣は、正式に導入されていない規定は法律になることはないと言ったが、不履行がどのような結果を招くかについては不明確であった。英国は、スリランカ当局に対して、スリランカに関する普遍的定期審査（UPR：Universal Periodic Review）の採択の間に、メディア機関への攻撃及び表現の自由への脅威に関して懸念を表明した。」

5.1.7 , 2014年12月1日付の報道に関する自由2014（Freedom on the Press 2014）のフリーダム・ハウスの報告書によって、以下のとおり、報告がある。数多くの広範囲で曖昧に表現された規定を含む2013年に政府が提案した「メディア倫理規定」の導入は、国内及び国際的な監視団体によって批判されて、撤回された。

## 6. 当局による取扱い

### 6.1 前政府（Rajapaksa 政府—2015年1月まで）による取扱い

6.1.1 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2015年1月29日に発表された2014年の出来事を対象とする年次世界報告書2015：スリランカは、「説明責任を主張するスリランカ人活動家の恣意的な逮捕は、2014にも続いていた。政府はまた、独立的メディアや人権擁護者に対する取り締まりを拡大した」と述べている。

6.1.2 国際ジャーナリスト連盟（International Federation of Journalists）は、2015年1月14日に、「過去数年間にわたって、スリランカにおける報道自由度ランキングが徐々に低下していることは注目に値する。反対の表明に対する殺害、攻撃、脅迫、強制的な追放、メディアに職務質問する警察官など拘束未遂、オンライン・メディアの制限、ジャーナリスト養成機関、特にタミル人の支配地域の養成機関への脅迫など、メディアへの組織的な迫害が存在した」と報告している。

6.1.3 フリーダム・ハウスの報告書、2014年12月1日付の報道に関する自由2014—スリランカは、次のように報告している。

「放送当局は独立的ではないため、免許付与の決定は、ときに、恣意的であり、政治的に影響を受けていると思われる。国際的な人権擁護監視団体 Article 19 によれば、スリランカに関するニュース・コンテンツを提供するウェブサイトの免許付与に関する 2011 年 11 月に課された規則に従って、登録を申請するウェブサイトのわずかに約 3 分の 1 のみが免許を与えられた。2013 年 12 月に、当局は、周波帯が不足しているために、新規のラジオ局又はテレビ局はライセンスを受けられないと発表した。その間、スリランカの報道苦情処理委員会 (Press Complaints Commission) は、専門的職業の倫理規定 (Code of Professional Practice) に基づいて、独立的な印刷メディアとオンラインのニュース・メディアにおいて自主規制を促進している。」

6.1.4 フリーダム・ハウスは、さらに、次のように報告している。

「ウェブベースのメディアの役割の増大に応じて、政府は、インターネットを検閲する努力を強化し、一部の海外ベースのウェブサイトを含めて、数多くの独立的ニュース・ウェブサイトへのアクセスをブロックしている。この措置に意義を申し立てる請願は、2012 年 5 月に最高裁判所によって破棄された。より広範囲のニュース・メディアの自己検閲のレベルは高くなっており、大多数のジャーナリストは Mahinda Rajapaksa 大統領の家族や政権に批判的な報道を避けている。ジャーナリストはまた、2009 年のタミル・タイガーの反抗運動の敗北に関連する疑わしい戦争犯罪の報道を自粛する傾向がある。多くのジャーナリストは、彼らの電話の通話やオンライン通信が監視されていると考えている。」

## 6.2 現政府 (Sirisena 政府—2015 年 1 月から) による取扱い

6.2.1 2015 年 2 月 26 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) からスリランカの人権の状況に関して Sirisena 大統領に宛てられた書簡の中で、HRW は、「テロ防止法に基づいて留置されている者の場合に応じた見直し、メディア報道に関する制限の撤廃、インターネット検閲の廃止、北部州と東部州の知事として軍人ではない文官の任命」などの政府がすでに着手しているいくつかの政策を歓迎した。

6.2.2 2015 年 1 月 14 日のある記事の中で新たに選出された大統領 Maithripala Sirisena に祝辞を述べて、国際ジャーナリスト連盟もまた、2014 年 12 月に自由報道運動 (Free Media Movement) によって彼に提出されたスリランカ国内に表現の自由の権利を回復する短期の提案を達成するように、新大統領に要請した。

6.2.3 2015 年 1 月 16 日に、戦争と平和報道研究所 (Institute for War and Peace

Reporting) は、ある記事を発表することによってこれをフォローアップして、次のように述べている。

先週の大統領選挙で驚きの勝利を得た Maithripala Sirisena が現実的な変革に向けてこの国の舵を取る可能性があるとの慎重な楽観論が、スリランカ国内に存在している。

「コメンテーターは、Rajapaksa の敗北について、彼が徐々に権威主義的及び縁故主義的になっていることへのおそれ、及び物価の上昇、汚職、司法の独立の侵害、ジャーナリストや市民団体の攻撃や拘束への憤慨など、いくつかの理由を指摘している。」

6.2.4 2015 年の世界報道自由デー (World Press Freedom Day) である 2015 年 5 月 3 日に、スリランカを拠点とする市民ジャーナリズム・ウェブサイト Groundviews は、次のように報じている。

「(2015 年) 4 月は、恐らくこの新政府のもとでの表現の自由のための最悪の月であった。(2015 年) 5 月 2 日に、あるジャーナリストがある国内の診療所における諸問題を報道しようとする彼の活動を理由として、ある国内の政治家によって襲撃されたと伝えられた。ある著名な政治コメンテーターである大学教授が、5 月 1 日に、前大統領を支持する政治勢力によるコロomboでのメーデー集会を観ていたときに、襲撃され、病院に搬送された。3 月の初めに、軍事化に関するフィルムをダビングした数名の者が、コロomboの警察によって逮捕され、スタジオの機材を没収された。東部州では、あるイスラム教徒の女性活動家が 2012 年に遡る売春婦の合法化に関する意見を表明した後に、彼女の家族に対する嫌がらせと脅迫が現在まで続いていると伝えられた。」

6.2.5 Groundviews 情報筋は、さらに、次のように指摘している。

「北部州から、憂慮すべき数の表現の自由に対する脅威がタミル人のジャーナリストに対して報告されている。ある者は、水の汚染に関する議論を報道することを妨害された。別のタミル人は、4 月 23 日に Jaffna で留置されたと伝えられている。北部の都市 Mannar と Vavuniya に本拠を置く 4 名のタミル人のジャーナリストが、4 月 28 日に、コロomboの警察によって尋問のために召喚された。別のジャーナリストは、同様の召喚を受けて、4 月 26 日に虚偽の情報を発表したとして起訴された。北部の都市 Jaffna の警察は、4 月 8 日に、女生徒への警察の暴力についての記事を理由として、新聞 Uthayan で働いているフリーランスのジャーナリスト N. Logathayalan を

逮捕した。4月7日には、3名のタミル人のジャーナリストが、石油汚染に対する抗議について報道した後に、Jaffnaの警察官によって嫌がらせを受け、脅迫された。また4月には、Jaffna大学の副総長は、大学教授によって書かれた内戦終了の書籍について議論することを許可しなかった。」

6.2.6 Groundviews は、さらに、「新大統領の選挙から数週間後に、スリランカ軍隊が、英国外務閣外大臣 Hugo Swire が Jaffna を訪問中に、同大臣と経験と見解を共有しないように、Jaffna の Valikaman North から強制退去させた住人を脅迫したと伝えられている。」と付け加えている。

6.2.7 Article 19 は、2015年5月14日に、次のように報告している。

「メディアの自由に関して活動している7つの INGO（国際非政府機関）と IGO（国際政府機関）の代表団は、本日、スリランカの選挙後のメディア環境の改革案を勧告した。5月8日以降、メディア、政府、及び市民団体の関係者と会合してきた代表団は、2015年1月に新政府が政権に就いてから国内でなされている建設的な改革を歓迎した。

「代表団は、相当自由になった環境と Rajapaksa 政府もとので典型となっていた脅威と脅迫のレベルの低下を見いだした」と Article 19 の事務局長 Thomas Hughes は語った...

「あまりに多くの点でメディアに影響を及ぼしてきた数十年に及ぶ権威主義的な統治を覆すのは、未だ道半ばである。Article 19 は、表現の自由の権利を保護する意志を成就させるために、すべての関係者と協力できることを待ち望んでいる」と Hughes は付け加えた。

「数多くの懸案事項が残っている。メディアの法的な枠組みは、まったく十分ではない。放送メディアの組織的な規則はなく、印刷メディアの規則は侵害に対して無防備の状態である。放送業者は、しばしば、スリランカ人の社会やそのニーズを反映していない。所有権もまた、過度に政治的に利用されている。

「2件の最も悪名高いジャーナリスト殺害事件を調査するという政府の公約にもかかわらず、数多くの未解決の襲撃事件や脅迫事件が存在する。訪問したあるメディアの会社において、代表団は、殺害を含む40件の襲撃事件のうちただの1件も効果的にも独立的にも調査されず、犯人が起訴されていないことを発見した。代表団は、内戦

の中心部であったことからまだ復興途上の都市 Jaffna を訪問し、ジャーナリストたちがいまだに監視されており、危険に直面しているように感じていることを聞いて不安を抱いた。」

## 7. 市民団体／人権活動家

### 7.1 前政府による取扱い

7.1.1 2015年2月25日に発表されたアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の年次報告書 2014/15 (2014年と2013年の主要な出来事を対象とする) は、次のように述べている。

「当局は、弁護士、行方不明者の家族、及び他の活動家を含む人権擁護者を脅迫し、嫌がらせをし、逮捕し続けていた。アムネスティ・インターナショナルが認識している事件のうちただの1つも効果的に調査されておらず、起訴もまったく行われていなかった。国連に懸案事項を伝えようと試みる人権擁護者を含めて過去及び現在の人権侵害に対する説明責任を要求する人々は、ハラスメントされ、脅迫されていた。いくつかの事例では、外国の仲間に連絡してこれらの諸問題を「国際化」したと疑われる者は、勾留された。スリランカ北部の複数の女性の活動家が、尋問され、逮捕された...

「市民団体もまた、抑圧されていた。(2014年)7月1日に、国防省 (Ministry of Defense) は、記者会見、ワークショップ、及びジャーナリスト養成講習を開催すること、又はプレスリリースを配布することを中止するよう警告する覚書を「全ての非政府機関」に交付した。

「国内の多くの地域の学生が、激しく攻撃され、また学生連合を禁止し、学生活動家を停学処分にするなど、彼らが組織化するのを阻止するために当局による努力が繰り返された。」

7.1.2 アムネスティ・インターナショナルの報告書はまた、次の事件を引用している。

「その息子が疑惑の強制的な失踪の犠牲となった Balendran Jeyakumari は、(2014年)3月に PTA (テロ防止法) による恣意的な逮捕以来、留置されていた。著名な人権擁護者 Ruki Fernando と Praveen Mahesan 神父は、彼女の事件を調査しようと

したとして逮捕された後、裁判所によって課された継続的な制限に直面していた。」

7.1.3 2014年にスリランカに関して報告して、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)の年次報告書2015は、次のように述べている。

「(2014年)3月に、コロンボを拠点とするINFORMの著名な人権活動家Ruki Fernandoとカトリック司祭Praveen Mahesan神父は、3日間勾留されて、尋問された。彼らは、強制失踪させられた者のために活動していた彼女の母親である活動家Balendran Jeyakumariの逮捕の後に、保護観察を命じられた13歳のBalendran Vithushainiの福祉を保証するよう求めている。人権弁護士Namal Rajapakshe, Manjula Pathiraja, 及びLakshan Daisは、正体不明の男たちから脅迫を受けた。」

7.1.4 2名の著名な人権擁護者と2014年3月に失踪した息子を発見するための社会運動を行った1名の女性の逮捕は、活動家を弾圧する運動が行われるのではないかとの恐怖を引き起こした。ニューヨーク・タイムズ(The New York Times)は、「国際連合人権理事会(United Nations Human Rights Council)がスリランカの26年間の内戦の間に政府軍と分離主義者によって犯された戦争犯罪の可能性の調査を開始することを検討しているときに、それらの逮捕が行われた... スリランカの警察は、2名の活動家は国のテロ防止法に基づいて拘束されているのだと語った」と報じている。

7.1.5 2014年10月8日に、著名なスリランカ人の人権活動家G. Thevarajaは、北部州のVavuniyaで襲撃された。Thevarajaは、事件後に病院に搬送され、重傷であったが、容体は安定していた。

AsiaNewsは、次のように報じている。

「スリランカの代表団は、午後1時(コロンボ時間午後4時30分)に国際連合人権委員会(United Nations Commission on Human Rights)の第112回会合で演説した。1時間後に、Vavuniya市民の委員会(Citizen's Committee)の委員長Thevarajaが襲撃された。「2台のバイクに乗った4人組が彼を取り巻いて、鉄の棒で殴打した。彼はヘルメットを着けていたので、頭に傷はなかったが、ひどい打撲傷を負った。」と失踪者家族の会(FOD:Families of the Disappeared)の会長Fernando BritoがAsiaNewsに語った。Thevarajaは、本日(2014年10月10日)に予定されていたBalendran Jeyakumariに敬意を表するデモを準備するための集会から帰るところであった。Balendranは、FODの人権活動家である。彼女は、内戦の間に夫と上の

2人の息子を亡くした。3番目の息子は、紛争の終了時の2002年に失踪した。(2014年)3月15日に、100名の兵士と警察官が彼女の家を包囲し、人の出入りを阻止した。その後、彼らは、侵入して、彼女と13歳の娘を連れ去った。警察によれば、この活動家は「犯罪者に隠れ家を提供した」とのことであった。警察の主張を裏付ける証拠は見つからなかったが、彼女はまた刑務所に収監されている。」

## 7.2 現政府による取扱い

7.2.1 2015年1月の選挙における Maithripala Sirisena の驚きの大統領選挙の勝利の後、活動家は、新政府は北部における人権の擁護とアクセスにより大きな自由を認めるだろうと希望的であったが、2015年1月28日の IRIN News は、次のように報じた。

「1月8日の選挙から6日後、スリランカの25年に及ぶ内戦の結果いまだに行方不明の者の家族およそ300名が、北西部の Mannar 地区の Madhu 教会でローマ法王フランシスコ (Pope Francis) によって執り行われた祈祷会に参加した。行方不明の親類の写真を持っている者もあり、公正な裁判を求める小さなプラカードを持つ者もあった。しかし、近年のパターンとは大きく異なって、治安部隊は、抗議することも、聖堂の敷地に入ることも、一切阻止しなかった。

「行方不明の親類を探す家族の会 (Association of Families Searching for their Disappearing Relatives) を指導する Mannar のコミュニティ活動家 Uthayachandra Manuel は、2013年8月と11月の先の国際連合人権高等弁務官 (United Nations High Commissioner for Human Rights) Navi Pillay と英国首相デイヴィッド・キャメロンの訪問中に、当局からのまったく異なった反応を思い起こした。

「その当事は、数多くの嫌がらせがあった。人々は外出することを禁止された。警察は彼らを尋問し、警察署に連行した。1, 2名は勾留された。」と Manuel は IRIN に語った。彼女自身の活動は、彼女の長男が逮捕された2008年に始まった。彼はその後消息がわかっていない。

「犯罪捜査局 (Criminal Investigation Department) は、私が何をしているか調査するため、私を厳しく監視した。彼らは、抗議が起こるたびに、その後必ず家族を訪問する。この5年間はずっとそうだった。」と彼女は語った。

「ローマ法王フランシスコが今月初めにスリランカを訪問したとき、Manuel と彼女

のグループの他のメンバーは、3,300名以上の行方不明者の詳細が記載されている、彼らの失踪を調査するために法王の援助を求める書簡を手渡すことができた。」

7.2.2 2015年1月21日に更新された外務及び英連邦省（FCO）の報告書、スリランカー懸念国：最新版は、「スリランカ国内の人権の状況は、過去3か月間で改善していない。活動家の勾留と嫌がらせに関する北部からの報告は続いている」と指摘している。

7.2.3 FCOの報告書は、次の記録された事件を引用している。

「(2015年)3月13日に、行方不明者に焦点を当てた抗議を指導していたある国内の活動家と彼女の13歳の娘が、Kilinochchiで「犯罪者をかくまった」としてテロ防止法に基づいて勾留された。国内の治安判事は、活動家をテロ防止法に基づいて16日間留置するよう命じた。彼女の娘は、社会的保護を受けることとなった。国内の活動家と国際的な活動家は、逮捕を非難した。

「2名の著名なスリランカ人の人権擁護者、Ruki Fernando と Praveen Mahesan 神父が、3月16日にテロリスト捜査部（TID：Terrorist Investigations Department）によって留置された。アジア担当大臣 Hugo Swire は、逮捕と留置に対して懸念を表明した。Swire氏は、スリランカ政府に対して、収監者に弁護士と家族との即時の接見を許し、人権擁護者を尊重し、表現と運動の自由の原則を擁護するように要請した。国内と世界の激しい抗議を受けて、活動家は2日後に釈放されたが、彼らは裁判所命令と捜査のもとにある。」

7.2.4 国際ジャーナリスト連盟（IFJ）は、2015年5月の初めに、次のように報告している。

「人権活動家 Nirmal Ranjith Davesiri 博士と Kumudu Kusum Kumara 博士は、彼らがスリランカの前大統領 Mahindra Rajapaksa の支持者によって標的にされたとき、5月1日に首都コロンボの Kirullapona Lalith Athulathmudali で行われたメーデー集会に居合わせた。この2名の活動家は、Rajapaksa の支持者が彼らを認めて、1月の大統領選挙での Rajapaksa の敗北は彼らのせいだと主張したときに襲撃された。複数の報告によれば、警察は Davesiri 博士と Kumara 博士に保護を提供し、集会場から彼らを護衛した。警察もまた、暴力の標的になっていたと伝えられている。」

## 8. ジャーナリスト及びメディア専門家

## 8.1 前政府による取扱い

8.1.1 フリーダム・ハウスの報告書、2014年12月1日付の報道に関する自由2014は、「数十名のジャーナリストとメディアの自由の活動家が、追放されているか又は追放された状態にある。ジャーナリスト保護委員会（CPJ：Committee to Protect Journalists）によれば、その数字は世界で最大の数の1つであり、この部門は最も経験豊富な専門家を多くが不在の状態になっている」と述べている。

8.1.2 2015年2月25日に発表されたアムネスティ・インターナショナルの年次報告書2014/15（2014年と2013年の主要な出来事を対象とする）は、次のように述べている。

「身体的な攻撃、殺害の脅迫、及び政治的な罪の告発などの国の役人によるジャーナリストの威嚇と嫌がらせの報告が引き続き存在していた。これらの事件で、加害者は刑罰を受けることなく行動しており、ただの1つの事件も十分に調査されず、犯罪行為の疑いがある者も起訴されなかった。不法な殺害や強制的失踪を含めて、ジャーナリストに対する古い暴力事件についても、刑事免責が存続していた。」

8.1.3 ある記録されている事件において、アムネスティ・インターナショナルは、「スリランカの武力紛争の終結の5周年記念日である5月18日に、軍隊が、Jaffnaを本拠とする新聞社 Uthayan の事務所を封鎖した。同新聞社と従業員は、以前にも強制的な閉鎖、脅迫及び襲撃を受けていた」と引用している。

8.1.4 フリーダム・ハウスの報告書、2014年9月8日付の世界における自由2014（Freedom in the World 2014）—スリランカは、「スリランカ中のジャーナリスト、特に人権又は軍事に関連する問題を報道するジャーナリストは、相当なレベルの脅迫を受けており、過去数年にわたって自己検閲の増加を招いている。数多くのジャーナリストが、2013年に殺害の脅迫を受けており、襲撃を受けたジャーナリストもあった」と述べている。

8.1.5 フリーダム・ハウスの報告書、2014年12月1日付の報道に関する自由2014—スリランカは、「自由メディア運動（Free Media Movement）やスリランカ・ジャーナリスト教会（Sri Lanka Journalists' Association）などの国内の報道の自由の擁護団体は、政府支配のメディアによる中傷キャンペーンに直面しており、そのスタッフは過酷な脅迫の中で業務を行っている」と報告している。

8.1.6 同報告書は、さらに、「スリランカ中のジャーナリスト、特に人権又は軍事に関連する問題を報道するジャーナリストは、あらゆるレベルで政府の役人から日常的な脅迫と圧力を受けている」と繰り返し述べている。同報告書は、さらに、次のように指摘している。

「公式筋からの口頭の及び身体的な攻撃に加えて、タミル人の権利を支持すると認められるジャーナリストと報道の自由の擁護団体は、シンハラ族の民族主義自警団の激怒を買っている。タミル人のジャーナリストはタミル・タイガーによって課された厳しい制限はもはや受けてはいないが、彼らは一般には政府、軍隊又は政府支持のタミル人の政治上の党派の厳しい批判は自粛している。Jaffna に本拠を置く Uthayan 新聞社などのタミル語の表現媒体は、日常的な迫害を受けており、従業員に対する過酷な強要と脅迫のもとで営業している。2013年4月に、同新聞社の Jaffna 事務所と印刷所が、正体不明の襲撃者によって放火された。2週間もたたないうちに、同新聞社の Kilinochchi 事務所も襲撃された。」

8.1.7 フリーダム・ハウスは、次のように付け加えている。

「公式の説明は、国防長官 **Gotobhaya Rajapaksa** を含めた重要な指導者がいかなる形の批判も反逆行為である旨をしばしば宣言していることもあって、批判的又は「非愛国的」なジャーナリストとメディアに対して著しく敵対的である。国が支配するメディアと国防省のウェブサイトが、個別のジャーナリスト、活動家及びメディアの自由の擁護団体を中傷し、脅迫するために利用されている。国際連合人権理事会などの国際的なフォーラムに出席するか、又は国連専門家又は欧州連合などの資金供給者を訪問して証言する者は、特別な非難中傷を受けている。このパターンの嫌がらせは、当時の国際連合人権高等弁務官 **Navi Pillay** の8月の訪問に続く2013年に起こり、彼女と会合したジャーナリストと人権擁護者が嫌がらせを受けた。英国の **Channel 4** のプロデューサー **Callum Macrae** などの外国人ジャーナリストでさえ、高官による同様の取扱いを受けている。」

8.1.8 2014年7月9日に、ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) のアジア・プログラムで働いている **Bob Dietz** は、CPJ のウェブサイトにブログを投稿して、次のように報告している。

「スリランカ政府は、非政府機関 (NGO) が記者会見を開き、報道発表を行い、ワークショップや講習会を開催するのを禁止して、批判的なメディア報道を沈黙させる

ために別の措置を講じている。スリランカの国防省によって日曜日（2014年7月6日）に発表された措置は、国の多くの報道グループに自分たちはその決定を批判する声明を発表することさえ許可されるのかと疑問に思わせた。

「スリランカの NGO は、（2014年）7月1日に、メディアに関連する活動は「許可されず」、「彼らに与えられた命令に背く」ものであると宣言する警告書を添えた、新しい措置についての通知を受けた。警告書は、NGO 国家事務局（National Secretariat for NGOs）の理事長兼登録官である D.M.S Dissanayake によって署名されており、国防省から発せられたものであった。国防大臣 Gotabaya Rajapaksa は Mahinda Rajapaksa 大統領の兄弟であることは注目に値する。

「英語の日刊紙 Ceylon Today の取材に応じて、Dissanayake は、「我々は、単に、彼らに制限に気づかせるため、予防措置をとったまでだ」と語った。グループが指令に従わない場合は、罰金を科される、と彼は語った。スリランカ国内のジャーナリストを標的とする攻撃、ハラスメント及び脅迫の数を減らそうとする政府の措置がないことを考慮すると、政府の役人による用語「予防」の使用は、脅迫的な用語となる。」

8.1.9 2014年6月に、スリランカ当局は、国内のメディアに6月15日の夜に南部の Aluthgama 地方で発生した仏教徒とイスラム教徒の間の衝突を報道しないように要請した。国境なき記者団は、政府によって「切迫した」と説明された事態を食い止めるために、夜間外出禁止令が課されたと報告した。国境なき記者団は、さらに、次のように報告している。

「メディアは上記の事件や最近の他の事件について真実を報道しないように要請されているにもかかわらず、Aluthgama の衝突の報道はウェブサイトに掲載された。同投稿はスリランカ国内ではブロックされているが国外ではアクセスできる。この衝突を報道したジャーナリストは嫌がらせをされ、襲撃され、機材は破壊されて、数十名の者が負傷し、数名が殺害された。襲撃された者には、数時間人質として拘束された Sunday Leader の記者 Binoy Suriarachi が含まれていた。彼の釈放は、彼とともに衝突の取材に行った 2 名のジャーナリスト Megara Tegal と Dileesha Abeyesundara によって交渉された。」

8.1.10 2014年4月14日に、29歳のフリーランスのタミル人ジャーナリスト Sivagnanam Selvatheepan が、厳しく警備されていた Nothern Jaffna 半島でヘルメットを着けた正体不明の男たちに襲撃された。国境なき記者団は、彼は「... 帰宅途中、Sinnhala Tamil の元日の夜に Vadamradchchi の Puraporukki の近くでオート

バイに乗った 2 名の正体不明の男たちによって鉄棒で襲撃された。」と記録している。国境なき記者団は、さらに、「Selvatheepan は、母親とともに、Batticaloa で行方不明になった兄弟の失踪について報告するために政府の過去の教訓・和解委員会 (LLRC : Lessons Learnt Reconciliation Commission)に出頭していたことは注目に値する。複数の報告書によれば、彼は彼の行動を尾行して脅迫した正体不明の男たちについて彼の友人に知らせている。」と報告している。

8.1.11 国境なき記者団は、2014 年中に発生したスリランカ人ジャーナリストに関する記録されている事件を次のように引用している。

「... Vikalpa ニュース・ウェブサイトの編集者であり、(スリランカ国内でいまだに活動している最後のメディアの自由を擁護する NGO (非政府機関) の 1 つである) 自由メディア運動 (FMM : Free Media Movement) の書記である Sampath Samarakoon が、12 月 21 日に平和的デモに参加していたときに、南部の町 Hambantota で、武装した男たちと都市議会議長によって襲撃された。

「FMM は、都市議会の役人は当局と政府の承認を得て行動していると語った。暴力事件であったにもかかわらず、警察は介入しなかった。

「ある男たちのグループが、12 月 5 日に北部の町 Eppawala で市民団体「暴力反対、生命賛成 (Against violence, for life)」によるデモ取材していた、Hiru TV と新聞 Ada の記者である Thisara Saman を襲撃した。

「新聞 Ravaya の編集者 K.W. Janaranjana は、Rajapaksa に対して Sirisena をリードさせた未公開の世論調査に言及する未確認の情報筋から入手された情報に基づくある記事に関して、12 月 9 日に犯罪捜査局によって尋問された。

「Derana TV ニュースの編集者 Shehan Baranage は、スポーツ大臣 Mahindananda Aluthgamage がある質問に困惑してそのテレビ局の政治番組の 1 つから退出した後で、スポーツ大臣による TV 局に対する苦情の結果、12 月の初めに解雇された。」

## 8.2 現政府による取扱い

8.2.1 2015 年 5 月 3 日に、スリランカ国内に本拠を置くジャーナリズム・ウェブサイト Groundviews は、「本年の世界報道自由デー (World Press Freedom Day) より数日前に、3 名の追放されていたジャーナリスト／人権擁護者 (HRD) がスリランカ

に帰国した。帰国するための奮闘は、スリランカ政府や大使館の側の行動がほとんど無かったこととの長い失望に満ちた奮闘であった。」と報告した。

8.2.2 国際新聞編集者協会 (IPI : International Press Institute) の報道自由プログラム (Press Freedom programmes) の局長は、表現の自由に関する国際的交換局 (IFEX : International Freedom of Expression Exchange) 及び国際ジャーナリスト連盟とともに、2015年2月にスリランカに対する彼の任務を遂行した後、2015年4月23日に、そのブログで、次のように報告している。

「Sirisena の選挙が大きな変革をもたらすことは、私たちの訪問の初めから明らかだった。タミル人が過半数を占める北部州の首都 Jaffna での私たちの2日間の滞在は、1月7日より前には不可能だっただろうとスリランカ自由メディア運動 (FMM) の私たちの現地のパートナーは指摘した。内戦の終了からかなり後になっても、Jaffna は厳しい軍政下にあり、外国人、特に外国の NGO は立入禁止であった。国の南部出身のジャーナリストでさえ、近年では Jaffna を訪問するには (「私たちが外国へ行くのと同じように」) パスポートが必要であった... IPI や国際ジャーナリスト連盟 (IFJ) に聞いても、国内のジャーナリストや人権活動家は、Sirisena 大統領の政権の約束をどう見るかに関してまったくわからないようである。一方では、私たちは、選挙の後で文字通り一夜にして劇的な改革が起こったとの印象を受けた。報道に対する露骨な暴力と脅迫は、概ね影を潜めたと思われた。Jaffna における軍隊の存在も、急激に減少した。就任から数日後には、Sirisena 大統領は、Rajapaksa に近い退役将軍である北部州の知事を解任し、心機一転して、尊敬を集めている外交官に置き換えた。地元ジャーナリストたちは、前政権下での「恣意性の文化」と敵意が根絶されつつある兆候だと語った。他方では、希望に満ちた全体的な予感にもかかわらず、過去の失望の記憶が Jaffna 地域のジャーナリストに重くのしかかっていたことも明らかだった。新政府はゲームチェンジャーになるという期待は、失望の可能性に備えるかのうように、懐疑主義と静観的な態度によってほとんど常に釣り合いが取られていた。例えば、表明される共通の懸念は、軍事当局がジャーナリストを監視下に置き続けていることであり、さらなる政権交代—又は心変わり—があった場合に彼らに対して使用することができる材料を収集していることであった。軍隊は、「我々の手は縛られているが、我々の目は開いている」と言っているように解釈された。

「政府からは数多くの話がある」と Jaffna に拠点を置く Uthayan 新聞の編集者 V. Kanamaylnathan は語った。この新聞は、長年にわたって繰り返された暴力の標的であり、武装者が新聞社を急襲し、2名の従業員を殺害した2006年の事件のときにできた弾痕は、Kanamaylnathan が話している部屋の壁に点を打つように残っている

る。Uthayan での過去の襲撃への調査が始まっていないことを指摘して、「しかし、ひとたび彼らが権力を握ると、彼らはそれ（改革）を行わないのだ。」と彼は続けた。

「コロンボでの会議で、国中から集まった各州のジャーナリストは、本当に著しい変革の証言を繰り返した。「(以前) コロンボに来たときは、私たちは脅され、攻撃された。今や、そのようなことは全く無く、私たちは自由を経験している。」と Tricomalee からやってきたあるジャーナリストが語った。

「今なお、希望と本能的な不信との間の緊張が、やはり存在する。「あらゆる政府は初めはメディアを愛している。(しかし) それが後でどうなるかはわからない。」と北西部州の Kurunegala からやってきた Janur Kichilan は述べた。」

8.2.3 TamilNet は、2015 年 4 月 9 日に、次のように報告している。

「私服を着た 2 人組が、火曜日の夜に Nalloor で、2 キロメートルの距離を 1 台のオートバイで追いかけた後に、Jaffna の 3 名のジャーナリストをナイフで刺そうとした。ジャーナリストたちは、ハンガーストライキのニュースを取材した後に 2 台のオートバイで事務所へ帰る途中で、この事件に遭遇した。ジャーナリストたちは、襲撃者たちから辛うじて逃れて、Jaffna の警察署に駆け込み、暗殺未遂の告訴を申し立てた。警察署で、彼らは敷地内に襲撃者のオートバイが駐車しているのを目撃した。疑惑の襲撃者は、警察官と巡査部長だった。当直の警察官は、ジャーナリストたちからの訴えの受理を拒絶した。他方で、Point Pedro の別の記者は、水曜日に、Nelliyadi 警察署に所属する巡査による女生徒の強姦未遂について記事の届出に関して差し戻されている。」

8.2.4 2015 年 4 月に、国境なき記者団 (RSF) とスリランカの民主主義のためのジャーナリスト (JDS : Journalists for Democracy in Sri Lanka) は、スリランカ当局が「タミル人ジャーナリストを脅迫することを目的とする措置を再開している。」との懸念を報告した。RSF は、ある記事の中で、次のように引用している。

「北部の都市 Mannar と Vavuniya に本拠を置く 4 名のタミル人ジャーナリストが、昨日 (4 月 28 日)、コロンボの警察による尋問のために召喚された。別のジャーナリストが同様の召喚を受け、虚偽の情報を発表した罪で起訴されてから数日後のことであった...

「コロンボ犯罪課 (Colombo Crime Division) が Rupabahini コーポレーションの

Anthony Thevarajan Mark, インターナショナル・ニュース (ITN : International News) の Jude Pelistis, フリーランサーの Lambert Rosario 及び BBC と Tamil 語日刊紙 Veerakesari で働く Ponnaia Manikkavasagam に昨日交付した出頭命令には、何の理由も示されなかった。

「しかし、タミル語のメディアの嫌がらせは、最近増加している。ジャーナリスト James Joseph Fernando は、4月26日に警察によって召喚され、北部を再び平静にする政策の一部として政府によって実施された措置を批判した Veerakesari に 2009年に発表された記事について尋問された。」

8.2.5 国境なき記者団 (RSF) の記事は、さらに、北部の都市 Jaffna の警察が、警察の暴行事件に Jaffna の警察官が関与したとする記事を理由として、2015年4月8日に Uthayan 新聞で働いているフリーランスのジャーナリスト N. Logathayalan を逮捕したことを記録している。彼の事件は、この報告書が発表された時点で係属中であつた...2名の他のジャーナリストが警察の攻撃の犠牲になったと伝えられている。

8.2.6 2015年3月の初めに、国際ジャーナリスト連盟 (IFJ), 表現の自由に関する国際的交換局 (IFEX), 国際新聞編集者協会 (IPI) 及び The Hindu の元編集者である南アジアのジャーナリスト Siddharth Vardarajan で構成される国際メディア連帯代表団 (International Media Solidarity Delegation) が、国際ジャーナリスト連盟 (IFJ) 傘下の自由メディア運動 (FMM) を幹事役として、スリランカを訪問した。この訪問について報告して、IFJ は、次のように述べている。

「5日間の訪問中、代表団は、Jaffna のジャーナリストだけでなく、州や地方のジャーナリストと会合するためにスリランカ北部へ移動した。代表団は、次に、政府の諸大臣、首都のジャーナリスト、及び労働組合と会合するために首都コロンボを訪問し、国内の記者会見とメディアの自由に関する社会団体フォーラムを実施した。

「政府との会合で、代表団は、待望の情報の自由 (Fol : Freedom of Information) 法案が今月提出され、来る議会選挙前に採択されることを保証された。代表団に与えられた第2の保証は、ジャーナリストに対する犯罪に関する刑事免責—スリランカの世界的な評判を長年にわたって悪化させてきた障害—と取り組む約束であつた...

「国内のジャーナリストとの会合において、代表団は、スリランカの状況が1月の選挙以来いくつかの場合に劇的に改善しているというほぼ全体的な意見の一致を指摘した。しかしながら、国の北部及び北部の都市 Jaffna では、この雰囲気は長続きす

るかどうかについて幾分かの不確実性が残っている。代表団は、政府にこのような問題を提起し、メディアの自由の改善が長続きするように保証することの重要性を強調した。」

8.2.7 IFJ の記事は、IFJ のアジア太平洋副理事 Jane Worthington が「スリランカのジャーナリストが、完全かつ機能的な独立的メディアへの信頼を構築するために、メディアにとってのみでなく、より広い社会にとっても喜ばしい希望に満ちた兆候である強力なメディアの自由への改革を達成した。」ことを認めたと指摘した。

## 9. インターネットのユーザ

9.1.1 フリーダム・ハウスの報告書、2014年12月4日付のネットに関する自由2014—スリランカは、次のように述べている。

「E メール又はテキストメッセージによって共有された情報に関して行われた逮捕の新しい報告はなかった。スリランカ警察は、コンテンツが法的に認められない監視によって得られたかどうかは明白でない場合でも、過去にはこのような逮捕を行った。2010年の大統領選挙の後で、国家公安メディア・センター (Media Center for National Security) のスポークスマンは、詳細を説明せずに、警察が選挙の結果を批判したテキストメッセージに関して「数名の者」を勾留したと国内のジャーナリストに告げた。複数のニュース報道は、被勾留者は類似のコンテンツを Facebook と Twitter で配布したと報じた。通信規制委員会 (TRC : Telecommunications Regulatory Commission) は、ソーシャルメディアを通して批判的なコメンテーターを追跡したことを否定しており、通信業界の匿名の情報筋は、警察がメッセージの受信人からの苦情に基づいて行動している可能性があるとしてスリランカの Sunday Times に語った。」

9.1.2 2014年2月27日に発表された米国国務省の2013年国別人権報告書(USSD Report 2013)—スリランカは、次のように指摘している。

「政府は、ポルノグラフィックとみなすウェブサイトのみでなく、政府に対して批判的であるとみなすウェブサイトを含めて、インターネットへのアクセスを制限した。政府は、定期的に、Colombo Telegraph のみでなく、タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) を支持する TamilNet を含むいくつかのタミル語のニュース・ウェブサイトへのアクセスをブロックした。2011年以降、マスメディア情報省 (Ministry of Mass Media and Information) は、国内ニュースを掲載するウェブサイトには政府に

登録するよう要求した。同省は、「国、国家元首、大臣、上級公務員、及び他の重要人物のイメージを毀損する」題材についての苦情を受けた後に、いくつかのウェブサイトへのアクセスをブロックした。その後、同省は、10件のウェブサイトをブロックしたが、そのうちの1つは後にブロックを解除した。さらに、政府は、年間を通して、さまざまな他のニュース・ウェブサイトをブロックした。2012年5月には、Shirani Bandaranayake 裁判長によって率えられる3名の裁判官が、ウェブサイトのブロッキングに対して提訴された基本的権利の事件を棄却した。」

#### 付属書類 A

ジャーナリストに対する取扱いに関する最新情報を伴うコロomboの英国大使館からの書簡

2015年4月23日

拝啓

用件：ジャーナリストに関する最新情報

貴殿は、次のような主要な分野のジャーナリストに関する最新情報を依頼した。

● ジャーナリストや活動家は、当局及び／又は市民団体によってどのように取り扱われているか。

現政府は、安全な労働環境を約束して、国外追放中のジャーナリストや活動家に帰国するよう勧誘した。新政権が誕生して50日が経ち、労働環境はかなり安全になっており、以前には見られなかった協力／協議が見られるようになっている。

● ブロガー／インターネットのユーザは、当局によってどのように考えられているか。

スリランカには、政治的ブロガーは数名しかおらず、彼らは当局によって無視される傾向にある。一部は、前政権によって若干の嫌がらせを受けていた。

● インターネットは、活動家やジャーナリストにとってどのくらい影響力が大きいのか。

影響力はきわめて大きい。本流のメディアが自己検閲を開始して、スペースが制約されたとき、数名の活動家やジャーナリストは、インターネットを彼らの新しい会合／協力のスペース及び公共フォーラムとみなした。前政権のもとでは、Twitter, Facebook, 及び Whats アプリが、ニュースや代替的意見を回覧し、論争を起こすような問題について討論や討議を誘発するために利用された。大統領選挙の準備期間中の大規模なソーシャルメディア・キャンペーンもまた、このようなメディアのより効果的な利用を促進した。しかしながら、Eメールやソーシャルメディアを超えるインターネット・リテラシーは低い。

● 当局は、インターネット／電話回線等を通して活動家やジャーナリストを監視しているか。

前政府は、電話の通話やテキストメッセージの厳しい監視や監督を実施していたと伝えられている。主な人物のウェブサイトとソーシャルメディア・アカウントは、監視されていた。新大統領は、宣誓して就任したときに、そのような監視を廃止することを公約した。

● 活動家やジャーナリストの迫害に関する何らかの「証拠」はあるか。

前政権ではかなりの証拠があった。いくつかの目立った事件を挙げると、ジャーナリスト Sivaram (Taraki), Lasantha Wickremetunge の殺害, Prageeth Ekneligoda の強制的失踪, 及び（社員の多数の殺害－これが歴史的な Jaffna 訪問に際して Cameron 首相が同新聞社を訪問した理由である－を含む）Uthayan 新聞や国内の Maharaja ニュース機関の数々の襲撃などである。

● 政府を批判した罪で拘留されている者は、どのように取り扱われているか。

さまざまな報告がある。問題の一部は、前政権に批判的であった多くの者がしばしばテロを計画したとの容疑で勾留されたことであった。このような被勾留者に対する身体的／精神的な拷問の報告がしばしば存在している。

● 裁判所は、（一般に）どのような刑罰を宣告するか。

あるジャーナリストに対する最も悪名高い事件は、ジャーナリスト J S Tissainayagam のテロ防止法 (PTA) 違反の有罪判決であった。保証金として多額の

金額を要求した当局による長期にわたる裁判事件もあった（Sunday Leader 新聞, Uthayan 新聞）。

- 何らかの保護は利用できるか。

ジャーナリストのネットワーク／団体，市民団体，法律相談委員会（Legal Aid Commission），スリランカ弁護士会（Bar Association）。[50\*]

50\* [これらは，必ずしも「有効な」保護を提供する立場にある団体や組織であるとみなされない。誰が「保護当事者」であるとみなすことができるかの定義については，EU 資格指令（EU Qualification Directive）（2004）の第 7 条及び API「信ぴょう性及び難民資格の評価」（2015 年 1 月）のセクション 8.1 を参照。]

- 彼らはスリランカ国内を移動することができるか。

スリランカは過渡的な状態にあり，予定される議会選挙の後には事態は異なったものになる可能性があることを考慮すると，現状では，彼らが移動することができる十分な機会がある。しかしながら，「... 数人の自主的に国外退去したジャーナリストは（大統領／政府による）帰国の勧誘だけでは十分ではなく，帰国に有利な条件が創出されなければならないとの懸念を表明している。逮捕状の恐れや未だに係属中である彼らに対する裁判事件の可能性を引用する者もある。（彼らが国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によって難民と認定されているにもかかわらず）彼らがスリランカに帰国することを許可される前に現在居住している国に対して「不法滞在の罰金」を支払わなければならない数名のジャーナリストは，スリランカ政府に外交的に介入してこのような罰金を放棄させるよう訴えている。しかし明確な回答はない。政府が，Sunday Leader 新聞の記者 Lasantha Wickremetunge の殺害，及び殺害され，行方不明にされ，襲撃され，放火を受けた他のジャーナリスト，メディアの社員，及びメディア機関について調査を開始すると発表した」ことは注意すべきである（ジャーナリスト／人権擁護者（HRD）によるブログから）。

上記のすべてとは別に，過去数年間のスリランカに関する外務及び英連邦省（FCO）の年次人権報告書とそれらの四半期ごとの最新情報も参照されたい。

他の参考ウェブサイト：

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2013/sca/220404.htm>

<http://cpj.org/killed/asia/sri-lanka/>

<http://dbsjeyaraj.com/dbsj/archives/710>

この書簡は、すべて示されている情報源から得られた情報に基づいてコロンボの英国高等弁務官事務所の職員によって作成されたものである。この書簡は、著作者の意見、又は外務及び英連邦省の何らかの政策を反映するものではない。著作者は、内務省からの要請に応じてこの書簡を編集しており、その内容に関する何らかの問合せがある場合は、内務省に問い合わせられたい。